



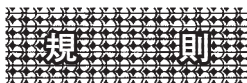
長野県報

9月1日(月)
平成26年
(2014年)
号外

目次

規則

長野県組織規則の一部を改正する規則（行政改革課）	1
期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	1



長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成26年9月1日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第25号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則（昭和44年長野県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第33の企画振興部の項を次のように改める。

企画振興部	情報化推進担当部長	情報政策課の所管に属する事務の掌理及び当該事務に係る職員の指揮監督並びに情報化の推進に関する施策に係る企画及び部局横断的な調整
	リニア推進担当部長	リニア推進振興室の所管に属する事務の掌理及び当該事務に係る職員の指揮監督並びに中央新幹線の整備促進に関する関係機関等との調整
	企画振興参事	部の重要事項の統括掌理及び部長の職務遂行の補佐

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（事務処理規則の一部改正）

2 事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「担当部長（）」の次に「情報化推進担当部長、」を加える。

行政改革課

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成26年9月1日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第5号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

（期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正）

第1条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和39年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「リニア推進担当部長」を

「情報化推進担当部長
リニア推進担当部長」に改める。

（管理職員等の範囲を定める規則の一部改正）

第2条 管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年長野県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中「危機管理監 部長」を「危機管理監 部長 情報化推進担当部長」に改める。

（給料の特別調整額に関する規則の一部改正）

第3条 給料の特別調整額に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1のアの知事の事務部局の項中「リニア推進担当部長」を

「情報化推進担当部長
リニア推進担当部長」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会事務局